

社会福祉法人士幌町社会福祉協議役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人士幌町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員会委員
- (4) 地域福祉実践計画策定委員会委員
- (5) 生活福祉資金調査委員会委員
- (6) その他会長が必要と認めた者

(役員会等)

第3条 この規程において、役員会等とは、理事会並びに監事監査及び評議員会、各種委員会のほか、職務のための会議等への出席をいう。

(報酬)

第4条 役員等が、その職務のため、役員会等に出席したときは、報酬として日額1,500円を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、その職務のため、役員会等に出席したときは、本会旅費規定に基づき、費用弁償として旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人士幌町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程（平成 26 年 4 月 1 日施行）は廃止する。